三菱東京ＵＦＪ銀行多摩センター支店	口座番号1724726	松浦　順子名義
十六銀行羽島支店	口座番号1509617	植村　正美名義
千葉銀行成田支店	口座番号3731322	Ｄｏコーポレーション　代表取締役　結城　實名義
千葉銀行成田支店	口座番号3731233	ＹＳナノテクノロジー　代表取締役　山田　純二名義
大垣共立銀行安八支店	口座番号0301156	植村　正美名義
第三銀行鈴鹿支店	口座番号2847611	植村　正美名義
南都銀行高田支店	口座番号2009966	久保田健嗣名義
百五銀行鈴鹿支店	口座番号1020660	植村　正美名義
住信ＳＢＩネット銀行レモン支店	口座番号1575166	村上久米彦名義
ゆうちょ銀行	口座番号10160-14513551	安宅　　隆名義
ゆうちょ銀行	口座番号10370-64341151	加賀谷　誠名義
ゆうちょ銀行	口座番号12470-23811861	大橋　正美名義
ゆうちょ銀行	口座番号10080-66896431	深野　利雄名義
ゆうちょ銀行	口座番号19900-8309161	深澤　　啓名義
ゆうちょ銀行	口座番号10500-81062801	金指　恵美名義
ゆうちょ銀行	口座番号12220-14579071	植村　正美名義

⑵　主な犯行態様

不正に入手した名簿に記載されている被害者に、興信所員等を装って電話をかけ、次のようなうそを言い、指定する銀行口座等に現金を振り込ませてだまし取る。

ア　○月頃、この電話で出会い系サイトを使いましたね。その時の料金が未払になっています。利用代金の未払が○円、調査費用が○円です。合計○円を支払って下さい。

イ　携帯向けの画像サイトに登録があります。このサイトの会費の一部が未納になっています。合計○円になります。支払われない場合は、弁護士を通して話をすることになります。その際には、調査費用や弁護士費用がかかります。

ウ　利用料金が未払になっているので、サイトの運営者から依頼されて、未払の料金○円を支払ってくれるようお願いしているんです。２、３日以内に支払っていただけなければ、利用料金の未納データを別の業者に渡して再度請求がいきます。そうなると別に手数料などが発生するので、請求料金が高くなります。

エ　料金が未納になっていますが有料サイトを使っていませんか。もし、今日電話をとられていなかったら、弁護士を付けて法的手段をとるところでした。事務手数料と今まで放置していた分の手数料込みで○円です。

オ　○月頃に、出会い系サイトを使っていましたよね。その時の未払料金がありますので支払って下さい。未払となっているサイト利用料金と調査料や退会手数料等で合計○円を早急に支払ってくれますか。

カ　携帯サイトの利用で調べていたら、占いサイトの未払金がありましたので連絡させてもらいました。未払金と調査費用を合わせて○円になります。

キ　あなたがご利用になられたツーショットダイヤルの通信料の未払金が○円あることが確認できました。私どもの会社で料金回収を行っていますので支払って下さい。

ク　アダルトサイトに登録されていますね。そのときの未納料金があります。このサイトは、３か月で自動的に退会となりますが、その３か月間の料金が未納となっています。未納料金に加えて退会手数料が必要なので、合計○円になります。

5　開始決定の時における給付資金の額　金378万59円

6　支給申請期間　平成25年10月25日から平成25年12月24日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　ア　外島新二郎　イ　宮内　勝彦　ウ　石川　靖生　エ　渡辺　邦年
オ　宮井　寿男　カ　徳田　晃和　キ　大竹　欧輔　ク　内座　智宏

⑵　裁判所名　ア、ウ、エ　京都地方裁判所
イ、オ、カ、キ　第一審判決　京都地方裁判所　控訴審判決　大阪高等裁判所
ク　第一審判決　京都地方裁判所　控訴審判決　大阪高等裁判所　上告審決定　最高裁判所

⑶　裁判年月日　ア　平成22年12月16日　イ　平成23年５月17日　ウ　平成23年２月17日
エ　平成23年２月24日　オ　平成23年２月15日　カ　平成23年２月22日
キ　平成23年３月22日　ク　平成23年１月21日

⑷　確定年月日　ア　平成23年１月５日　イ　平成23年６月１日　ウ　平成23年６月２日
エ　平成23年８月６日　オ　平成23年９月21日　カ　平成23年９月23日
キ　平成23年10月６日　ク　平成23年11月１日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、財産上の不正な利益を得る目的で、共謀して出会い系サイトの利用料金等の支払が必要であるかのように装って被害者を欺き、同人らに被告人らが管理する銀行口座等に現金を振込入金させこれをだまし取っていたものであるが、その犯罪行為により現金を取得するに当たり

ア　被告人渡辺　邦年、同宮井　寿男、同徳田　晃和、同外島新二郎及び同内座　智宏は、共謀の上、平成20年10月８日から同年11月27日までの間、５回にわたり、４か所において、被害者をして、被告人らが管理する他人名義で開設された４口座に現金合計21万2,100円をそれぞれ振込入金させ

イ　前記渡辺、前記宮井、前記徳田、前記外島、前記内座及び被告人大竹　欧輔は、共謀の上、同年11月19日から平成21年７月24日までの間、28回にわたり、15か所において、被害者をして、被告人らが管理する他人名義で開設された７口座に現金合計448万5,290円をそれぞれ振込入金させ

ウ　前記渡辺、前記宮井、前記徳田、前記外島、前記内座、前記大竹及び被告人宮内　勝彦は、共謀の上、同年４月16日から同年７月31日までの間、29回にわたり、15か所において、被害者をして、被告人らが管理する他人名義で開設された９口座に現金合計213万1,160円をそれぞれ振込入金させ

エ　前記渡辺、前記宮井、前記徳田、前記外島、前記内座、前記大竹、前記宮内及び被告人石川　靖生は、共謀の上、同年６月10日から同年10月30日までの間、199回にわたり、94か所において、被害者をして、被告人らが管理する他人名義で開設された25口座に現金合計670万6,590円をそれぞれ振込入金させ

もってそれぞれ犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法第10条第１項前段）

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒602―8510　京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82　京都法務合同庁舎
京都地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　075―441―9286

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（京都地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。